

「鹿児島市さくらじま白浜温泉センター」

指定管理者の業務指針

鹿児島市健康福祉政策課

令和7年6月

1 管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的、機能

鹿児島市さくらじま白浜温泉センター(以下「温泉センター」という。)は、市民の健康の保持及び福祉の増進に寄与する拠点施設として位置づけている。

(2) 管理運営

季節等による利用者数の変動等に伴う管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営を心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。施設の運営管理については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

(3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の美観的・機能的・経済的損失を最小限にとどめるよう点検・補修及び清掃等を適切に行うこと。特に、温泉については、常日頃から衛生管理に努めるとともに各種法令等を遵守し、適正な管理を心がけること。

(4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに本市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

(5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に当たって不当な差別的扱いをしてはならない。

(6) 情報公開

施設の管理運営を行うに当たって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非開示情報として定めているもの以外は、開示を求める者に対して、これを開示すること。

(7) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果については、速やかに本市に報告すること。

(8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

(9) 利用促進

イベントの企画、講座の開催など、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者に必要な情報提供に努めること。

(10) 地域住民や他施設等との連携

地域住民や周辺施設などと連携をとり、施設の円滑な管理運営に努めること。

2 施設の概要

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名 称 | 鹿児島市さくらじま白浜温泉センター |
| (2) 所在地 | 鹿児島市桜島白浜町1269番地 |

(3) 設置時期 平成 5 年 5 月

(4) 施設概要

① 敷地面積 3, 3 9 5 m²

② 建物概要

構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建

延床面積 1, 3 4 7. 5 4 m²

施設内容 一般浴場、福祉浴場、家族風呂、一般休憩室など

③ その他附属設備の概要 脱衣室、ロッカーなど

④ 主な機械設備概要 A 重油地下貯蔵タンク、ボイラー、配電盤（循環ポンプ、薬注ポンプ、ろ過器等）、機械室、揚水ポンプ制御盤（源泉用、井水用）、ガスサウナヒーター、可燃性天然ガス分離装置など

(5) 施設の図面

全体図 別添のとおり

3 開館時間等

(1) 開館時間 午前 1 0 時から午後 9 時まで

（ただし、福祉浴場については、午前 1 0 時から午後 5 時まで）

※ 開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まれない。

(2) 休館日 毎月 1 0 日（その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で日曜日、土曜日又は休日でない日）

(3) 開館時間及び休館日の変更

(1) 及び (2) にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。

(4) 使用の制限

次に該当するときは、使用を許可せず、若しくは使用を拒み、又は退場を命ずることができる。

- ① 温泉センターを使用する者が他人に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- ② 温泉センターを使用する者が温泉センターの施設、附属設備又は備品をき損し、若しくは汚損し、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
- ③ 温泉センターを使用する者が管理上の必要な指示に従わないとき。
- ④ その他管理上支障があると認めるとき。

4 業務の範囲及び留意事項

(1) 管理運営に関する主な業務の範囲

① 管理業務

ア 基本的な管理運営業務

(ア) 総括責任者として、施設長を 1 人配置する。施設長については、組織の責任を負

える職員であること。

(イ) 施設管理業務は、施設の管理計画の作成等の基本的業務、利用者の安全監視・指導、施設備品の整理整頓、水質管理などとする。

(ウ) 労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。

イ 職員への研修の実施及び普通救命講習の受講

職員の能力向上のために必要な研修を実施するとともに、普通救命講習（自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法等）を受講すること。

ウ 事業計画書の作成

指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成し、年度が始まるまでに本市に提出し、承認を得ること。

エ 各種報告書の作成

この業務指針の「７ 報告書の作成」を参照すること。

オ 第三者への委託

清掃、警備といった個々の業務は第三者へ委託できるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理のあり方を踏まえ、管理の主たる業務を委託することは適当でない。

また、第三者に委託する業務については、事前に本市に了承を得ることとし、契約後は、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任を持って管理すること。

なお、第三者に業務を委託する場合は、地元業者を優先して選定するよう努めること。

カ 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限

キ 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明

ク 各種物品、消耗品の購入

ケ 光熱水費等の支払などの経理事務

コ 本市が推進する事業に伴う業務等

② 受付、案内、収納業務

ア 施設利用の予約受付、案内業務

受付カウンターにおいて、受付及び案内業務を行う職員を開館時間の間、常時１人以上配置する。

イ 使用料の収納業務

鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例（以下「条例」という。）に基づく使用料を受領したときは、速やかに本市の指定金融機関等に払込書により払い込むこと。

ウ 減免申請の受付等

③ 利用促進に関する業務

ア 広報に関する業務

ホームページや広報誌、ＳＮＳ等で広報を実施すること。

※ ホームページは随時最新の情報に更新し、施設の利用案内を行うほか、利用促進イベント等の内容、実施日等の周知や参加者の募集を行うこと。

イ 利用促進イベント等に関する業務

桜島地域の店舗等と連携した感謝祭イベントを開催すること（年１回以上）。

(2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲

① 施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

また、施設を良好な状態で安全かつ安心して利用できるよう、日常的に建築物等の点検を行い、台風や豪雨等の後においても異常がないか点検するなど、施設の良好な保全に努めること。さらに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。なお、日常的な建築物等の点検に当たっては、本市の「施設点検シート」をもとに、施設の実情に合わせた点検内容とし、点検結果については、対処状況を含め本市に報告すること。

② 施設及び敷地内清掃

施設の良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

また、作業時は、通行者や壁等にほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。

③ 設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。なお、保守点検結果のまとめについては、本市に報告すること。

ア 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。

イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

④ 駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

⑤ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

(3) 自主提案事業

自主提案事業（具体的に本市が指定する業務以外に希望、提案する業務）がある場合は、事業計画書（様式１）にその内容を記載すること。また、自主提案事業の実施に要する経費は、人件費を含めた総額を収支予算書（様式２）に記載すること。なお、この業務の対価として、通常の使用料及び材料費等実費相当以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。

5 職員の確保

「４ 業務の範囲及び留意事項」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

6 委託料の実績

当該施設の管理運営に係る委託料の実績の平均額は以下のとおりである。

(参考) 令和4年度から令和6年度の委託料実績の平均額 29,995千円

項目	内訳	実績(平均額)(千円)
人件費		12,272
一般事務費	消耗品費	884
	物品修繕費	68
	通信運搬費	43
	会議費	60
	謝金	34
	手数料	45
維持管理費	光熱水費	4,735
	燃料費	5,440
	委託料	2,818
	施設修繕料	1,886
一般管理費		1,391
自主提案事業		319

※ 上記の額は、本市が支払った委託料のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額である。

※ 上記の額は参考であり、提案に当たっては、指定期間内における人件費や事務費など管理運営に必要な経費は全て見込むこと。

※ 光熱水費(電気使用料)は、3か年の実績の平均額であり、今後の電気料金の高騰を加味していない。

※ 上記の額は、今後の物価高騰の影響を加味していない。

7 報告書の作成

(1) 業務報告書

次の事項を記載した業務報告書を作成し、当月分を翌月の7日までに本市に提出すること。

- ① 管理運営の業務の実施状況等を記載した業務報告書
- ② 施設ごとの利用件数、利用者数及び施設使用料
- ③ 施設ごとの減免受付件数、減免対象人数及び減免額
- ④ その他特に報告を求めるもの

(2) 収納事務報告書

毎月の収納実績を受託収納実績報告書により翌月の7日までに本市に提出すること。

(3) 事業報告書及び収支計算書

毎会計年度終了後、事業報告書及び収支計算書を60日以内に本市に提出すること(役員名簿を含む。)

(4) その他の報告書の提出

管理業務の実施状況の確認及び利用者数の把握等のために必要なその他の報告書を適宜本市に提出すること。

8 管理運営費の精算

毎会計年度終了後に提出する収支計算書において、本市の支払総額と指定管理者が管理運営に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しないものとする。

9 施設等の修繕の費用負担

1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の施設及び設備等（以下「施設等」という。）の修繕については、年度協定書に定める委託料における修繕費（以下「修繕費」という。）の範囲内において、指定管理者が行うものとする。ただし、修繕費の範囲内では対応が困難な場合においては、本市と指定管理者が協議して対応するものとする。

1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える施設等の修繕については、本市が行うものとする。ただし、特別な事由があると本市が認めるときは、本市と指定管理者が協議して対応するものとする。

また、施設等の改造については、本市と指定管理者が協議して対応することとする。

なお、上記にかかわらず、施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

※ 上記 1 件あたりの修繕額は、現指定管理者との直近の協定書に記載された額であり、今後、協議の結果次第で変更される可能性もあります。

10 調査、監督

本市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置に係る指示等については、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

11 指定管理者に対する監査

本市は、指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

12 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、本市と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

13 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

14 緊急時の対応

(1) 予防段階

事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整えること。

(2) 被害等が発生又は発生するおそれがある段階

台風や地震、事件、事故等により、施設や利用者への被害、管理運営への影響が予想されるときは、被害等を防止、軽減するための必要な措置をとるとともに、被害等が発生した場合には、直ちに応急的な措置をとり、速やかに本市へ状況を報告すること。

(3) 大規模災害時の避難所開設・運営の協力

- ① 本市が災害救助法の適用を受けるなどの突発的かつ大規模な災害が発生した際は、本市の避難所に指定されている施設の管理者として、平常時の人員体制の範囲内で避難所の開設や適正な運営に協力すること。

ただし、施設の管理に係る協定の範囲を超える負担が生じる場合、本市と指定管理者で協議の上、本市がその業務等を指示するものとし、その費用は合理性が認められる範囲で本市が負担することとする。

- ② 避難所開設時の施設の運営等については、協議の上、別途定めるものとする。

15 衛生管理

温泉の衛生管理に努めるとともに、各種法令等を遵守し、適切な管理を行うこと。

16 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、当該施設を管理運営するうえで知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなった場合、又は従事者が職務を退いた場合も同様とする。

17 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない法人等は、保険に加入しなければならない。

18 法令等の遵守

管理に当たっては、法令等に基づき実施しなければならない。

＜主な関係法令＞

- (1) 地方自治法
- (2) 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法
- (3) 個人情報の保護に関する法律
- (4) 鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例
- (5) 鹿児島市さくらじま白浜温泉センター条例施行規則
- (6) 鹿児島市会計規則
- (7) 鹿児島市行政手続条例
- (8) 温泉法
- (9) 公衆浴場法

※ 法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

19 基本協定の締結

指定書の交付後、管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要

となる事項を両者で協議し、概ね次の事項について基本協定を締結する。基本協定の締結期間は、指定期間とする。

- (1) 指定管理者に管理させる施設、管理業務等の内容
- (2) 協定期間、委託料の上限額、支払方法
- (3) 施設等の原形変更の承認、原状回復
- (4) 報告書の作成、提出
- (5) 文書の保存等、管理業務の引継
- (6) 調査、監督等
- (7) 指定の取消し、管理業務の停止
- (8) 管理業務の全部委託の禁止等、第三者委託の取扱い、権利義務の譲渡等の禁止
- (9) 損害賠償、非常時の対応
- (10) 守秘義務、個人情報の保護、情報の公開
- (11) その他、施設の規模、設置目的、費用の区分により必要な事項

また、上記基本協定のほか、各年度に支払う委託料の額、支払方法等について、年度協定を締結する。年度協定の締結期間は、毎会計年度とする。